様式第2号（第3条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部北部産業振興課
委託業務番号	令和5年度 長北産委第13号
委託業務名称	つづらお荘施設維持管理業務委託
委託業務場所	長浜市西浅井町菅浦580番地
業務の概要	①保守管理業務 建築物の保守管理、建設設備等の保守管理備品・消耗品等の保守管理、植栽の管理 ②清掃・保守警備業務 清掃業務、保安設備・機械警備業務、地下タンク貯蔵庫の管理業務
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額（税込）	563，200円
契約の相手方	［所在地又は住所］長浜市西浅井町大浦1098番地の4 ［商号又は名称］有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広
契約相手方の選定理由	契約相手方は、休館中のつづらお荘を効率よく維持管理するためのノウハウを持っている唯一の団体であるため。
根拠規定	**地方自治法施行令第167条の2第1項**（該当する項目に○印） (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。